令和８年１２月６日執行

栃木市寺尾財産区議会議員選挙

指定病院等における
不在者投票の手引き

注意事項

〇投票事務にあたっては、選挙人の投票の秘密を確保し、地位を利用した利害誘導などがないよう留意願います。
〇投票用紙等は、受領してから不在者投票後に送致・送付するまでの間、金庫等必ず鍵のかかるものを利用して厳重に保管してください。

栃木市選挙管理委員会

はじめに

この手引は、令和８年１２月６日に行われる栃木市寺尾財産区議会議員選挙（以下「当選挙」という。）における、指定病院（介護老人保健施設を含む。）、指定老人ホーム、指定身体障害者支援施設、指定保護施設、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院及び少年鑑別所（以下「指定病院等」という。）に入院加療中の者、入所中の者等で、今回の選挙の選挙権を有する者（以下「選挙人」という。）が指定病院等において行う不在者投票の方法及び当該不在者投票に関し指定病院等において処理していただく事務について記述したものです。

本手引書をご熟読いただきますとともに、ご不明の点につきましては、栃木市選挙管理委員会にお問い合わせいただき、適切に不在者投票の事務を取り扱われますようお願いします。

（様式等については、栃木市で使用するものを掲載しております。）

目　　次

第１　指定病院等における不在者投票の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
１　一般的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第１　指定病院等における不在者投票の概要

１　一般的事項

(1)　選挙の種類及び期日等

選挙の種類　　栃木市寺尾財産区議会議員選挙

告 示 の 日　　令和８年１２月１日（火）

選挙の期日　　令和８年１２月６日（日）

(2)　栃木市寺尾財産区議会議員選挙（以下「当選挙」という。）において投票ができる者は、次の①及び②の２つの要件を満たす者です。

①　当選挙の選挙権を有する者であること。

当選挙の選挙権を有する者とは１２月６日（選挙の期日）現在、次のいずれにも該当する者です。

ア　日本国民である者

イ　満１８歳以上である者

ウ　栃木市寺尾財産区の区域（尻内町、梅沢町、大久保町、鍋山町、星野町、出流町）内に引き続き３箇月以上住所を有する者

②　<u>１２月６日現在において栃木市選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）の選挙人名簿に登録されている者であること。</u>

選挙人名簿に登録されている者とは、日本国民で、原則として次のいずれにも該当する者です。

ア　平成２０年１２月７日以前に生まれた者

イ　栃木市寺尾財産区の区域（尻内町、梅沢町、大久保町、鍋山町、星野町、出流町）内に現に住所を有し、令和８年８月３０日以前にその者に係る栃木市寺尾財産区の区域（尻内町、梅沢町、大久保町、鍋山町、星野町、出流町）内に住民票が作成され（転入者については、８月３０日以前に転入届がなされ）、引き続き３箇月以上住民基本台帳に記録されている者

（注）選挙の期日（１２月６日）において、当委員会の選挙人名簿に登録されている者であっても、１２月６日までに栃木市寺尾財産区の区域（尻内町、梅沢町、大久保町、鍋山町、星野町、出流町）外に住所を移した者は当選挙の選挙権がなくなるので投票できません。

２　不在者投票に関する事項

(1)　指定病院等で不在者投票ができる者

①　今回の当選挙において、指定病院等の長（不在者投票管理者）が入院（所）中の選挙人の依頼により、選挙人に代わって投票用紙及び不在者投票用封筒（以

下「投票用紙等」という。）を請求し、当該指定病院等の中で選挙人が不在者投票をすることができるのは、次の場合です。

ア　選挙人の属する投票区が、当該指定病院等の所在する投票区と異なる場合

イ　選挙人の属する投票区が、当該指定病院等（刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院及び少年鑑別所を除く。）の所在する投票区と同じ場合は、次の者に限られます。

㋐　選挙の当日、歩行が困難であると見込まれる者

㋑　選挙の当日、投票区外に外出すると見込まれる者

㋒　選挙の当日、職務若しくは業務に従事すると見込まれる者、あるいは冠婚葬祭の主宰、親族の冠婚葬祭への出席が見込まれる者（行き先は、投票区の内外を問わない。）

㋓　選挙の当日、天災又は悪天候により投票所に行くことが困難と見込まれる者

ウ　選挙人が、刑事施設、労役場、監置場、警察留置場、少年院及び少年鑑別所にある場合

②　指定病院等に入院（所）中の選挙人は、①によるもののほか、次の方法でも不在者投票を行うことができます。

ア　選挙人が自ら、指定病院等の長を不在者投票管理者として不在者投票を行う旨申し立てて、当委員会委員長に投票用紙等を請求し、当該指定病院等の中で不在者投票を行う方法

この場合、選挙人は、不在者投票を行う際に、指定病院等の長（不在者投票管理者）に対し、不在者投票証明書の入った封筒（当委員会委員長が投票用紙等とともに交付する。）を提出する必要があります。

この方法による場合は、指定病院等の長の事務が異なることとなりますので、できる限り①の方法により行うよう選挙人を指導することが適当です。

イ　選挙人が自ら、当委員会委員長に投票用紙等を請求し、当委員会委員長又は現に所在し若しくは居住する市町村選挙管理委員会の委員長を不在者投票管理者として不在者投票を行う方法

ウ　選挙人が、身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けている者で、かつ、その障害の程度が一定以上の者又は介護保険の被保険者証に要介護５として記載されている者が「郵便等投票証明書」の交付を受けている場合で、郵便等による不在者投票を行う旨、当委員会委員長あて申し出て投票用紙等を請求し、その現在する場所で投票用紙に記載し、自ら郵便等で、当委員会委員長に投票用紙を送付する方法

(2)　不在者投票のできる期間等

①　指定病院等における不在者投票ができる期間は、令和８年１２月２日【選挙の期日の告示の日の翌日（開始日）】から、１２月５日【選挙の期日の前日（終了日）】までの４日間であり、不在者投票のできる時間は、この間毎日午前８時３０分から午後５時までです。

②　投票用紙等の請求は、不在者投票開始日（１２月２日）前においてもできますので、あらかじめ準備をしておき、早めに請求してください。

ただし、投票用紙等を直接交付するのは、１２月２日以降となりますので留意してください。

③　不在者投票の開始日前に投票用紙等が郵便等により送付された場合であっても、不在者投票を行う日は、開始日以後に設定しなければなりませんのでご留意願います。

④　投票の済んだ不在者投票は、指定病院等の長から当委員会委員長に送致又は郵便等（速達扱いとする。）によって送付することになります。なお、送致等を受けた当委員会委員長は、当該投票を選挙の期日（１２月６日）の投票所閉鎖時刻（栃木市においては原則として午後７時）までに選挙人の属する投票区の投票管理者に送致しなければなりませんので、送付の際には選挙の期日の前日（１２月５日）までに届くよう努めてください。

なお、一部の投票所（栃木第２６投票所）については、閉鎖時刻が繰り上げられていますので、当該投票区に属する選挙人の不在者投票の送致等については、特に留意してください。

(3)　投票用紙等

①　投票用紙等の用紙の色及び刷色は次表のとおりです。

投票用紙		投票用封筒（外封筒）		投票用封筒（内封筒）	
用 紙の 色	刷色	用 紙の 色	刷色	用 紙の 色	刷色
白色	黒	あさぎ色	黒	あさぎ色	黒

②　投票用封筒は外封筒と内封筒の二重制となっていますので注意してください。

第２　不在者投票管理者の職務等

１　不在者投票管理者とは

病院にあっては院長が、介護老人保健施設、老人ホーム、身体障害者支援施設、保護施設、刑事施設、少年院及び少年鑑別所にあっては当該施設の長が、労役場及び監置場にあってはその施設が附置された刑事施設の長が、留置施設にあっては留置業務管理者が不在者投票管理者となります。ただし、指定病院等（刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院及び少年鑑別所を除く。）の院長、施設長等が、候補者となった場合又は外国人である場合は、不在者投票管理者となることはできません。

２　不在者投票管理者の主たる事務

(1)　不在者投票に関する手続きのすべてについて最終的な決定をします。

(2)　不在者投票事務に従事する者を指揮監督し、**第３**及び**第４**に掲げる事務等の全般を管理執行します。

３　不在者投票管理者の留意すべき事項

不在者投票の管理執行に当たっては、次の事項に留意し、公正かつ適切な事務処理を行ってください。

(1)　不在者投票管理者は不在者投票に関し、その業務上の地位を利用して選挙運動をしてはならないことになっていますので、特に注意してください。

例えば、病院長が不在者投票の対象となる入院患者に対してその診療上の影響力を利用して選挙運動をする等の行為は、一般的に違反となります。

(2)　不在者投票は投票日の前に選挙人に投票させる制度ですので、特にその取扱いは慎重にし、あらかじめ担任事務全体の処理について計画を立て、最も適切に事務の処理ができるよう検討しておいてください。

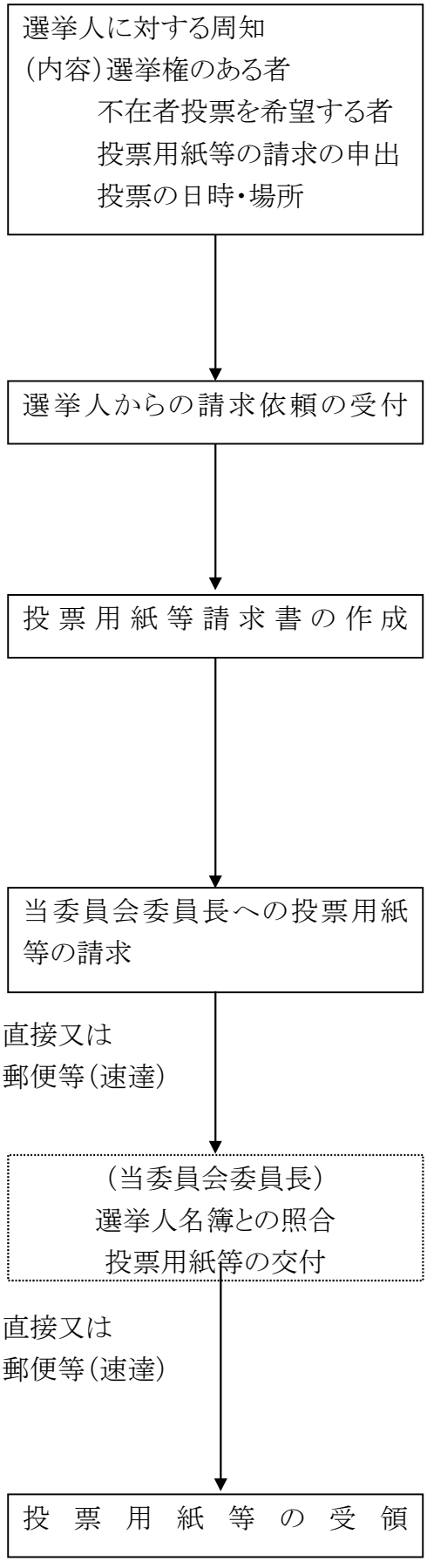
(3)　事務の管理、執行に当たっては、投票の秘密保持を期することはもとより、絶対に選挙人に威圧を加えるようなことのないようにしなければなりません。

(4)　不在者投票管理者、立会人及び代理投票の補助者については、職権濫用による選挙の自由妨害罪、投票の秘密侵害罪、投票干渉罪、投票偽造罪、立会人の義務を怠る罪等が適用されますので、これらの罰則に触れることのないように留意してください。

４　指定病院等の長が欠けた場合等の不在者投票管理者

指定病院等の長が候補者となった場合、外国人である場合、事故により欠けた場合等においては、病院又は介護老人保健施設にあっては院長若しくは施設の長の職務を代理する医師又は歯科医師が、老人ホーム、身体障害者支援施設、保護施設、刑事施設、少年院及び少年鑑別所にあってはその長、労役場、監置場にあってはその施設が附置された刑事施設の長又は留置施設にあってはその留置業務管理者の職務を代理する者が、不在者投票管理者となります。

第３　指定病院等における不在者投票事務の流れ



① 周知の掲示表の様式は「第4の1　選挙人に対する周知」（P9）の〔例〕を参照してください。
② 投票の期日は、１２月２日以降なるべく早い日で、希望者全員が投票できるような日を定めることが適当です。
③ 投票の時間は、午前8時30分から午後5時までの間に設けるよう定められています。

① 「不在者投票用紙等請求依頼書」（P10参照）により、選挙人本人から投票用紙等の請求の依頼を受けてください。

① 投票用紙等請求書（表書）及び（別紙）を作成してください。（P12参照）
② （別紙）については、不在者投票事務処理用として、別にもう1部を作成（複写機等により複写）してください。

投票用紙等の確認及び保管

① 栃木市寺尾財産区議会議員選挙の投票用紙、外封筒、内封筒が間違いなくあるかどうかを確認してください。（外封筒表面最下部に選挙人の氏名をラベルで貼り付け、または鉛筆で記載したうえ、外封筒の中に内封筒、内封筒の中に投票用紙が入って1セットになっています。）。

② 投票用紙等は、金庫等必ず鍵のかかるものを利用して指定病院等において不在者投票を行う日まで厳重に保管してください。

投票記載場所の設備

「第4の3 投票記載場所の設備」（P13）を参照してください。

立会人等の選任

① 選挙権を有する者の中から立会人を選任してください。（例えば、職員、医師、看護師、外部立会人等。）人員は1名以上。また、外部立会人の活用についても、積極的にご検討ください。

② 代理投票の補助者（2人）を、不在者投票事務に従事する者の中から選任しておいてください。

この場合、①により選任した立会人の意見を聴いて、補助者を選任してください。

③ 投票事務従事者を適宜選任し、事務分担を定めておいてください。

④ 立会人は、代理投票の補助者、投票事務従事者及び不在者投票管理者とは兼ねることができません。

投票

投票の手順等については、「第4の4 不在者投票」（P13～）を参照してください。

外封筒への所要事項の記載等の確認

① 外封筒裏面への投票年月日、投票場所(「○○病院□□会議室」等具体的場所)、病院等の名称及び不在者投票管理者名等、所要事項の記載(ゴム印でもよい。)を確認してください。(P28記載例参照)
② 表面に選挙人の署名があるかどうかを再度確認してください。
③ 裏面に立会人の署名があるかどうか確認してください。
④ 外封筒に完全に封がしてあるか再度確認してください。

梱　　包

① 梱包の表面に「不在者投票在中」と朱書し、裏面に不在者投票管理者の職名、氏名を記載(ゴム印でもよい。)してください。
② 残余の投票用紙等については、投票を行わなかった者の住所、氏名を明らかにする書面(投票事務終了後に事務従事者が使用した(別紙)用紙の記載内容を取りまとめた表(以下「不在者投票事務処理表」という。)(P22)のコピーでもよい。)を付して、当委員会委員長あて同封してください。

当委員会委員長への送致又は送付
〔直接又は郵便等(速達)〕

選挙の期日の前日(12月5日)までに当委員会委員長に届くよう努めてください。

経費(郵送料・事務費)の請求

当委員会あて別記様式(P25)報告書(兼請求書)に不在者投票事務処理表(P22)のコピーと通帳の写しを添付して12月24日(木)までに報告(請求)してください。

第４　指定病院等における不在者投票の方法等

以下の記載は、指定病院等の長が選挙人に代わって投票用紙等を請求し、不在者投票を行う場合についての具体的な手続を、主として記述したものです。

１　選挙人に対する周知

(1)　指定病院等に入院（所）中の選挙人に対して、不在者投票の周知を図ってください。この際、次の〔例〕のような掲示表を作成し、院（所）内の適当な場所に何箇所か掲示するなど、適当な措置を講じてください。

なお、入院患者（ショートステイを含む入所者）以外の者（例えば、医師、看護師、職員等の勤務者や、付添人、通院（所）者など）は、この不在者投票はできませんので、注意してください。

〔例〕

お　知　ら　せ

当病院は、公職選挙法の定めるところにより入院中の方の申出により、当病院内で不在者投票ができることになっています。

つきましては、来る十二月六日に執行されます栃木市寺尾財産区議会議員選挙の不在者投票を次により行いますので、当病院内で不在者投票を希望される入院患者の方は、事務局まで申し出てください。

一　投票日時
令和八年十二月　日（　）
午前九時～午後三時

二　場　所
第一病棟第一会議室

なお、右記の投票日以外でも申出により不在者投票をすることはできますが、事務の処理上、できる限り右記の日時に投票されるようご協力ください。

また、投票所内には候補者の氏名等を掲示することができないことになっているため、あらかじめ候補者の氏名等を確認のうえおいでくださるようお願いします。

平成病院院長　栃　木　太　郎

※　掲示表の原稿を２７ページに添付しましたので、必要があれば拡大複写して所要事項を記入のうえ、利用してください。

(2)　投票の時間は、午前８時３０分から午後５時までの間に設けるように定められています。

２　投票用紙等の請求

(1)　選挙人から指定病院等の長に対して行う投票用紙等の請求依頼

選挙人は、当選挙の当日（１２月６日)、第１の２の(1)「指定病院等で不在者投票ができる者」（Ｐ１、２）に該当する場合には、当該指定病院等の長に対して投票用紙等の請求を依頼することができます。

なお、この依頼は、別途配布する不在者投票用紙等請求依頼書（下記様式参照）に、選挙人本人に住所・氏名等を記載させることにより行うものです。

また、点字投票該当者（４の(4)②「点字投票」（Ｐ１５）参照）又は代理投票該当者（４の(4)③「代理投票」（Ｐ１５）参照）については、選挙人の依頼に基づき病院事務局等で記載しても差し支えありません。ただし、この場合は代理記載の旨及び代理記載をした者の氏名を請求依頼書の余白に記載してください。

不在者投票用紙等請求依頼書

令和８年１２月６日執行の下記選挙について不在者投票をしたいので、投票用紙及び投票用封筒の請求を依頼します。

令和８年１２月　　日

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

明治
大正
昭和
平成　　年　　月　　日生

不在者投票管理者　様

記

１　選挙の種類
(1) 栃木市寺尾財産区議会議員選挙

２　点字投票の申立ての有無（点字投票を希望する者は、有を○で囲むこと。）
(1)　有

点字で投票しようとする場合は、その旨申立てることになっていますので、請求依頼書中の２の(1)を○で囲ませ、又は囲みます。

なお、この請求依頼書は、選挙の後も投票用紙等請求書（別紙）の用紙による不在者投票事務処理表（４の(5)「投票の事務処理」（Ｐ１７）参照）と併せて、当分の間保存してください。

(2)　指定病院等の長が行う当委員会への投票用紙等の交付請求

指定病院等の長は、選挙人から(1)の請求の依頼を受けたときは（選挙人の属する投票区が指定病院等（刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院及び少年鑑別所を除く。）の所在する投票区と同じ場合は、第１の２の(1)①イ（Ｐ１、２）に該当する者に限る。）、直ちに当委員会委員長に対し、当委員会から交付された投票用紙等請求書（記載例　Ｐ１２参照）により、直接又は郵便等（速達や書留、交付記録郵便（いわゆるレターパック））によって投票用紙等の交付を請求してください。

また、投票用紙の請求を申し出ながら、選挙人の事情等により実際に投票をしなかった選挙人の投票用紙等については、返還していただくことになりますが、（６の（2）（Ｐ１７）参照)、返還が極力発生しないよう、選挙人から請求の申出があった際に投票の意思を十分確認の上、請求するようにしてください。

【投票用紙等請求書の記載要領】

① 当委員会が配付する投票用紙等の請求書用紙は、「投票用紙等請求書」（表書）（Ｐ２１）及び「(別紙)」(Ｐ２２)（請求依頼をした選挙人の氏名等の記載用紙）の２種類です。

② 請求書用紙は、１２ページの「記載例」の要領で記載してください。

③ 点字投票の申立ての依頼を受けた場合には、この請求書の「(別紙)」の「点字」欄に〇の記号を記載して請求してください。

④ 「投票用紙等請求書」（表書）用紙１枚及び「(別紙)」用紙（所要枚数）をとじてください。

⑤ 「(別紙)」用紙については、不在者投票事務処理用として、もう１部を同時に作成（カーボン紙により複写するか、あるいは、記載が終わった後に複写機により複写）しておいてください。

【注】（別紙）用紙については、不在者投票事務処理表を兼ねる様式になっています。

当委員会委員長に対し投票用紙等を請求する際には、（別紙）用紙の「投票事務処理欄」の部分は空欄のままとなります。

（記載例）

投 票 用 紙 等 請 求 書

別紙記載の選挙人（甲野一雄　ほか　3名）は、令和8年12月6日執行の栃木市寺尾財産区議会議員選挙の当日、当　病　院　にあるため、当　病　院　において投票する見込みであり、公職選挙法施行令第50条第4項の規定による依頼があったので、別紙記載の選挙人に代わって、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

令和８年　月　日

〒○○○－○○○○
〔所　在　地〕　○○市△△１丁目１番１号
〔病院等の名称〕　平成病院
〔病院長等の職・氏名〕　院　長　栃　木　太　郎
〔請求書作成者の職・氏名〕　庶務課長　栃　木　花　子

栃木市選挙管理委員会委員長　様

※　病院長等の押印は不要

当委員会委員長は、指定病院等の長から（２）の請求を受けた場合は、選挙人名簿と対照し、当該選挙人について不在者投票の事由があると認めたときは、直ちに投票用紙等を指定病院等の長に直接交付し、又は郵便等（速達や書留、交付記録郵便（いわゆるレターパック））をもって送付します。選挙の期日の告示の日以前に請求を受けたものについては、選挙の期日の告示の翌日（１２月２日）以後に送付します。（第１の２の（２）②（Ｐ３参照）

(3)　指定病院等の長は、当委員会委員長から投票用紙等の交付等を受けたときは、これを厳重に保管しておき、選挙人が投票する際に投票記載場所において交付する取扱いとしてください。

（　形式上は、請求の依頼をした選挙人に対し投票用紙等（封筒は外封筒及び内封筒）を直ちに交付し、選挙人は投票するときに改めてこれを不在者投票管理者に提示して、何も書いてないことを確認のうえ投票することになっていますが、事前に投票用紙等を選挙人に交付した場合、選挙人が投票記載場所以外の場所で投票用紙に候補者の氏名等を記載するおそれがあり、その場合、当該投票は無効となってしまうので上記の取扱いとするものです。）

なお、当委員会委員長が送付する投票用紙等には、外封筒表面最下部（投票区、名簿番号、男女別記載欄の下）に選挙人の氏名をラベル貼付または鉛筆等で記載してあり、外封筒の中に内封筒、内封筒の中に投票用紙が入って１セットとなっています。

３　投票記載場所の設備

(1)　指定病院等の長は、あらかじめ投票記載場所の設備をしておかなければなりません。

この際、投票記載場所は、投票の秘密を保持し、投票における不正手段を防止するための設備をしなければならないこととされているので、指定病院等においても、市における投票所の記載場所と同程度の設備をする必要があります。

設備の際の留意事項は次のとおりです。

①　選挙人の多少により、事務従事者及び記載台の数は、適宜配置してください。

②　記載台には、それぞれ鉛筆（３本程度）を用意してください。外封筒、内封筒にはのりが付してあります。

③　記載台の前面及び側面が、外から見透かせるガラス窓等である場合は、カーテン等で投票の秘密が守られるよう措置してください。

④　立会人（４(1)(Ｐ１３)）は常に１名以上着席していなければなりません。また、立会人は投票事務の補助は行ってはなりませんし、代理投票の補助者となることもできません。

(2)　指定病院等における不在者投票の場合は、投票を行う場所内に候補者の氏名等を記載したものを掲示することができないこととなっていますので、投票を行う会議室等内には、絶対にこれらの候補者の氏名等を記載した“はり紙”等を掲示しないでください。また、候補者の氏名等が記載された文書（例えば表彰状）が掲示してあるときは、あらかじめ撤去しておいてください。

なお、候補者の氏名等を確認したい選挙人がある場合には、投票を行う部屋の外で選挙公報や新聞等で確認してもらい、再度入室させるような措置を講じてください。

４　不在者投票

(1)　立会人の選任

指定病院等の長は、選挙人が不在者投票を行うときは、必ず選挙権を有する者（日本国民で満年齢１８歳以上であればよく、当該選挙の選挙権を有する必要はない。）を少なくとも１人は立ち会わせなければなりません。

（注）　不在者投票管理者（管理者が不在のため事実上管理に当たっている者を含む。）、事務従事者及び代理投票の補助者は、立会人と兼ねることができません。なお、立会人は施設関係者以外の方（例：地域の方、民生委員等）を選定するよう努めてください。

(2)　投票の進め方

選挙人は、選挙の期日の前日（１２月５日）午後５時までに（なるべく早めがよい。）、指定病院等の長から、原則としてその管理する投票記載場所（３の(1)(Ｐ

１３）で述べた場所）において、投票用紙等の交付を受け、投票を行いますが、具体的な投票の進め方は次のようになります。

① 寺尾財産区議会議員選挙の投票用紙等の交付

ア 事務従事者（A）は、選挙人に投票用紙等を交付する際に、必ず本人かどうかの確認をして、外封筒表面最下部に当該選挙人の氏名が記載されているものを交付してください（④において同じ）。

また、交付の際には、この投票用紙には候補者１人の氏名を記載する旨を必ず説明してください。

イ 事務従事者（A）は、当該選挙人に寺尾財産区議会議員選挙の投票用紙等を交付したときは、投票用紙等請求書（別紙）の「投票事務処理欄」の当該選挙人に係る寺尾財産区議会議員選挙の「用紙等交付」欄に「レ」の記号を記載してください（(記載例)（Ｐ２４）参照)。

② 寺尾財産区議会議員選挙の投票用紙等への記載等（記載台）

ア 投票用紙には、候補者１人の氏名を記載します。

イ **内封筒**に投票用紙を入れ封をします。

ウ **外封筒**に**内封筒**を入れ封をします。

エ **外封筒**の表面の「投票者氏名」欄に**署名**（代理投票の場合を除き必ず**自書**する。）します。（記載例（Ｐ２８）参照）

〔点字投票の場合は、**外封筒**の表面の「投票者氏名」欄に先に点字で署名し、次いで投票用紙に点字で候補者の氏名を記載します。〕

③ 署名及び封の確認並びに受領

ア 事務従事者（B）が、**外封筒の署名**及び**封の確認**をして受領します。

イ 選挙人の署名が漏れていた場合や**外封筒**の封がなされていなかった場合は、記載台に戻って補正させることとしてください。

ウ 投票用紙等を交付したが投票を行わなかった者については、必ず投票用紙等を返還させてください。

④ 不在者投票管理者に関する記載等

寺尾財産区議会議員選挙の外封筒裏面に投票年月日、（具体的な）投票場所並びに不在者投票管理者の職及び氏名を記載（ゴム印等でもよい。）してください。（記載例（Ｐ２８）参照）

⑤ 立会人の署名

外封筒裏面の「立会人」欄に投票に立ち会った立会人が**署名**（必ず**自書**する。）します。なお、この署名は、投票が済んだ後、投票を行った場所内で一括して行っても差し支えありません。

(4)　投票の記載上の留意事項

①　特に重病人で病院等内でも移動困難な者については、不在者投票管理者の管理及び立会人の立会いの上、病床等で投票させても差し支えありません。ただし、この場合には特に投票の秘密が侵されないように十分に配慮してください。

②　点字投票

点字投票の申立てを行った盲人である選挙人には、点字投票用の投票用紙を交付しますが、この投票用紙は、一般の投票用紙より厚い紙を使用し、表面に「点字投票」である旨の表示がされています。

なお、点字投票の場合は、選挙人に、まず**外封筒**に点字により署名させ、次いで投票用紙に候補者の氏名を点字により記載させ、この投票用紙を**内封筒**に入れて封をさせ、さらにこれを先に点字で署名しておいた**外封筒に**入れて封をさせ、事務従事者に提出させるようにしてください。

③　代理投票

心身の故障その他の事由のため、自ら候補者の氏名を記載することができない選挙人は、申請により代理投票を行うことができますが、具体的な手続は以下のとおりです。

ア　代理投票を行う旨の選挙人の申請

心身の故障その他の事由のため、候補者の氏名を記載することができない選挙人は、投票用紙等の交付を受ける際に、代理投票を行いたい旨、自ら事務従事者（A）に申請します。

イ　代理投票の許容

不在者投票管理者は、立会人の意見を聴いて代理投票の許容（代理投票の事由があると認めて、代理投票を行わせること。）の可否について決定します。

【許容することと決定した場合には、以下ウからカの手順によります。許容しないことと決定した場合には、④の手順によります。】

ウ　代理投票の補助者への指示

不在者投票管理者（事務従事者でも可）は、あらかじめ選任しておいた代理投票の補助者（以下「補助者」という。）２人に、当該選挙人が代理投票を行う旨伝えます。

補助者の選任は、立会人の意見を聴いて、不在者投票事務に従事する者のうちから、不在者投票管理者が行います。

なお、この選任は代理投票の都度行っても、あらかじめ行っても差し支えありませんが、あらかじめ行うのが適当でしょう。また、補助者に対しては、あらかじめ（選任したとき）、代理投票の手続きについて説明を行っておいてください。

エ　投票用紙等の交付

㋐　事務従事者（A）は、補助者に対し、投票用紙等を交付します。

㋑　事務従事者（A）は、投票用紙等を交付したときは、(別紙）の「投票事務処理欄」の当該選挙人に係る「用紙等交付」欄に「レ」の記号を記載するとともに、「代理投票補助者氏名」欄に補助者２名の氏名を必ず記載してください。(記載例（Ｐ２４）参照)

オ　投票用紙等への記載等（記載台）

㋐　補助者２人は、当該選挙人と記載台まで同行し、選挙人が指示する１人の候補者の氏名を１人の補助者が投票用紙に記載し、他の１人の補助者がそれを確認します。なお、選挙人に候補者の氏名を指示させるに当たっては、口頭で告げさせるのが原則ですが、選挙人の意思が確認できる限り、紙片等の提示でも差し支えありません。ただし、補助者が候補者の一覧表を示すこと、あるいは候補者の氏名を告げて、その中から特定の候補者を指示させるようなことはしてはなりません。

㋑　投票用紙に記載した方の補助者は、投票用紙を**内封筒**に入れ封をし、さらにそれを**外封筒**に入れ封をし、**外封筒**表面の「投票者氏名」欄に当該選挙人の氏名を記載し、事務従事者は、これを確認の上、受領します。

カ　以下、前記「(3)投票の進め方」の手順④及び⑤（Ｐ１４参照）に同じです。

④　代理投票の仮投票

代理投票を申請した選挙人がある場合、不在者投票管理者においてその事由がないと認めたときは、立会人の意見を聴いて、代理投票の拒否を決定することができます。

なお、次のような状況があった場合は、当委員会に照会の上、「代理投票の仮投票」を行わせることになります。

ア　不在者投票管理者が代理投票を拒否したことについて、選挙人に異議がある場合

イ　不在者投票管理者が代理投票を許容したことについて、立会人に異議がある場合

この場合は、不在者投票管理者は、投票用紙に候補者の氏名を記載した補助者（以下「代理記載人」という。）に外封筒表面の「投票者氏名」欄に当該選挙人の氏名を記載させるほか、外封筒表面左下の「(代理投票の仮投票の場合の代理記載人)」欄に当該代理記載人の氏名を記載させることになります。(記載例（Ｐ２８）参照)

(5)　投票の事務処理

投票用紙等の請求を行った際に、不在者投票事務処理用としてもう１部作成した投票用紙等請求書（別紙）用紙を利用して次の要領で投票の事務処理を行うとともに、投票の記録として当分の間保存してください。

①　「用紙等交付」欄の記載については、寺尾財産区議会議員選挙の投票用紙等を交付した場合は、「レ」の記号を記載します（記載例（Ｐ２４）参照)。

なお、投票用紙等を交付したが投票を行わなかった者については投票用紙等を必ず返還させ、「レ」の記号を×印で抹消し、「投票月日」欄に「投票せず」と記載します。

②　代理投票を行った場合は、補助者２名の氏名を「代理投票補助者氏名」欄に記載します。

③　代理投票の仮投票を行った場合（極めてまれなケースです。）は、②と同様補助者２名の氏名を記載するほか、投票用紙等に記載を行った補助者（代理記載人）の氏名を◯で囲んでください。ただし、通常の代理投票の場合は、この必要はありません。

④　投票事務終了後、使用した（別紙）用紙の記載内容をとりまとめた不在者投票事務処理表を記載例のように作成し、保存してください。

※この不在者投票事務処理表のコピーの全てを、不在者投票の事務に要した経費の報告（請求）の際に添付していただくことになります。

５　投票の送付

不在者投票管理者は、選挙人から投票を受け取った場合は、投票用封筒（**外封筒**）の裏面に投票をした年月日及び投票の場所を記載（ゴム印等でもよい。）し、不在者投票管理者（指定病院等の長）の職氏名を記載（ゴム印等でもよい。）するとともに、立会人に**署名**（この場合は、必ず**自書**させる。）（記載例（Ｐ２８）参照）させ、記載漏れがないか等再度点検した上で、さらに他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に投票が在中している旨を明記（「不在者投票在中」と朱書きする。）し、さらに裏面には不在者投票管理者の職氏名を記載（ゴム印等でもよい。）して、直ちに当委員会委員長に直接又は郵便（速達や書留、交付記録郵便（いわゆるレターパック））で送付してください。

６　汚破損及び残余の投票用紙等の処理

(1)　選挙人が誤って投票用紙等を汚損又は破損した場合は、当委員会委員長に申し出て、当該汚損又は破損した投票用紙等と引き替えに、新しい投票用紙等の交付を受けてください。

(2)　投票用紙等の請求を申し出ながら、選挙人の事情又は退院等により不在者投票

を行わなかった選挙人の投票用紙等については、当該選挙人の住所及び氏名を明示する書面（不在者投票事務処理表のコピーでもよい。）を添付して、当委員会委員長に返還してください。

この場合、投票用紙等には決して何も記載しないでください。

(3)　投票用紙等の請求を申し出た選挙人が、投票前に他の指定病院等に移った場合にも、投票用紙等は新しい指定病院等に回付せずに、必ず当委員会委員長に返還してください。

第５　その他

１　経費の請求

(1)　不在者投票に要した経費

①経費の額　１，２３６円／人（郵送料及び事務費相当額）

②提 出 物□報告書（兼請求書）（別記様式（ｐ２５））

□全ての不在者投票事務処理表のコピー（ｐ２２）

□通帳の写し（金融機関名、口座番号、口座名義（カタカナ）が印字されているページのみ)

③提出期限　１２月２４日（木）

④提 出 先　〒３２８－８６８６ 栃木市万町９番２５号　栃木市選挙管理委員会

(2)　不在者投票が１件も行われなかった場合は、電話にてご報告ください。

電話０２８２－２１－２５３１

※投票用紙等を請求しても、投票しなかった者については、経費は交付されませんのでご注意ください。

不在者投票用紙等請求依頼書

令和８年１２月６日執行の下記選挙について不在者投票をしたいので、投票用紙及び投票用封筒の請求を依頼します。

令和８年　月　　日

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

明治
大正
昭和
平成　　年　　月　　日生

20

不在者投票管理者　様

記

１　選挙の種類

(1) 栃木市寺尾財産区議会議員選挙

２　点字投票の申立ての有無（点字投票を希望する者は、有を〇で囲むこと。）
(1) 有

投 票 用 紙 等 請 求 書

別紙記載の選挙人（　　ほか　　名）は、令和８年１２月６日執行の栃木市寺尾財産区議会議員選挙の当日、　　にあるため、　　において投票する見込みであり、公職選挙法施行令第５０条第４項の規定による依頼があったので、別紙記載の選挙人に代わって、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

令和８年　　月　　日

〔所　在　地〕

〔病院等の名称〕

〔病院長等の職・氏名〕

〔請求書作成者の職・氏名〕

栃木市選挙管理委員会委員長　様

※　病院長等の押印は不要

（別紙）

令和８年１２月６日執行　栃 木 市 寺 尾 財 産 区 議 会 議 員 選 挙

No.

〔指定病院等名称〕

選挙人名簿に記載されている住所	選挙人氏名 生年月日	点字
栃木市　　町	明・大・昭・平　・　・	
栃木市　　町	明・大・昭・平　・　・	
栃木市　　町	明・大・昭・平　・　・	
栃木市　　町	明・大・昭・平　・　・	
栃木市　　町	明・大・昭・平　・　・	
栃木市　　町	明・大・昭・平　・　・	
栃木市　　町	明・大・昭・平　・　・	
栃木市　　町	明・大・昭・平　・　・	

投票事務処理欄		
立会人氏名（　　）		
投票事務従事者氏名（　　ほか　　名）		
用紙等交付	投票月日	代理投票 補助者氏名

（注１）　選挙人から、公職選挙法施行令第 50 条第 3 項（点字による投票）の申立ての依頼があった場合は、「点字」欄に〇の記号を記載してください。

（別紙）

No. 1

令和８年１２月６日執行　栃 木 市 寺 尾 財 産 区 議 会 議 員 選 挙

〔指定病院等名称〕　　平　　成　　病　　院

選挙人名簿に記載されている住所	選挙人氏名 生年月日	点字
栃木市巴波川町１丁目１番地１号	甲野一雄 明･大･昭･平 15・ 8・ 7	
栃木市巴波川町１丁目１０番地１０号	大平花子 明･大･昭･平 18・1・30	
栃木市巴波川町２丁目１番地１号	藤岡次郎 明･大･昭･平 3・9･13	○
栃木市巴波川町２丁目１０番地１０号	都賀三郎 明･大･昭･平 13・2・23	
栃木市　以下余白	 明･大･昭・平　・　・	点字の場合
栃木市	 明･大･昭・平　・　・	
栃木市	 明･大･昭・平　・　・	
栃木市	 明･大･昭・平　・　・	

投票事務処理欄		
立会人氏名（蔵野　一郎　）		
投票事務従事者氏名（出流　花子　ほか　２名）		
用紙等交付	投票月日	補助者氏名

この別紙は、投票用紙を請求する場合は、記載後１部をコピーして、手元においてください。

（注２）　選挙人から、公職選挙法施行令第 50 条第３項（点字による投票）の申立ての依頼があった場合は、「点字」欄に○の記号を記載してください。

（別紙）

No. 1

令和８年１２月６日執行　栃 木 市 寺 尾 財 産 区 議 会 議 員 選 挙

〔指定病院等名称〕　　平　　成　　病　　院

選挙人名簿に記載されている住所	選挙人氏名 生年月日	点字	投票事務処理欄 立会人氏名（蔵野　一郎） 投票事務従事者氏名（出流　花子　ほか　２名）		
			用紙等交付	投票月日	補助者氏名
栃木市巴波川町１丁目１番地１号	甲野　一雄 明・大・昭・平 15・ 8・ 7		レ	12／3	
栃木市巴波川町１丁目１０番地１０号	大平　花子 明・大・昭・平 18・1・30		～~~レ~~～	投票せず	
栃木市巴波川町２丁目１番地１号	藤岡　次郎 明・大・昭・平 3・9・13	○	レ	12／3	
栃木市巴波川町２丁目１０番地１０号	都賀　三郎 明・大・昭・平 13・2・23		レ	12／3	甲山　五郎 乙山　六郎
栃木市　以下余白	 明・大・昭・平　・　・				
栃木市	 明・大・昭・平　・　・				
栃木市	 明・大・昭・平　・　・				
栃木市	 明・大・昭・平　・　・				

投票を行わなかった場合

投票した場合「〃」や空欄ではなく、必ず投票した月日を入れてください。

（注３）　選挙人から、公職選挙法施行令第 50 条第３項（点字による投票）の申立ての依頼があった場合は、「点字」欄に○の記号を記載してください。

別記様式

報　告　書（兼請求書）

金　　円也

ただし、令和８年１２月６日執行の栃木市寺尾財産区議会議員選挙における不在者投票事務に要した郵送料及び事務費

〔内　訳〕　（１，２３６円　×　不在者投票人数　　人）

※　実際に不在者投票をした人数を記入してください。

上記のとおり報告（請求）します。

令和８年　　月　　日

栃　木　市　長　　様

〔病院等の名称〕

〔所　在　地〕　〒

☎

〔病院等の長〕（不在者投票管理者の職・氏名・印）　職名

フリガナ

氏名　　㊞

【振込先金融機関】

金融機関名	銀行　支店 信用金庫　支所 農業協同組合　出張所	口座番号	普通 ・ 当座
フリガナ			
口座名義			

※　投票用紙等請求書（別紙）用紙による不在者投票事務処理表のコピーを併せて添付してください。

※　病院等の名称･所在地等は、必ず正式名称等を記入してください。

※　支払金融機関名等は、必ず金融機関届出のとおり正確に記入してください。

また、口座名義にはフリガナを付し、**通帳写し（金融機関名、口座番号、口座名義（カタカナ）が印刷されているページのみ）の添付をお願いします。**

報告担当者名

記載例

別記様式

報　告　書（兼請求書）

修正液や訂正印での訂正はできません。

金　３，７０８　円也

ただし、令和８年１２月６日執行の栃木市寺尾財産区議会議員選挙における不在者投票事務に要した郵送料及び事務費

〔内　訳〕　（１，２３６円　×　不在者投票人数　３　人）

※　実際に不在者投票をした人数を記入してください。

上記のとおり報告（請求）します。

令和８年**１２月１８日**

栃　木　市　長　　様

〔病院等の名称〕　**社会福祉法人〇〇会**
特別養護老人ホーム〇〇園

〔所　在　地〕　**〒320-8686**
栃木市巴波川町１－２－３
☎０２８２（２２）３５３５

〔病院等の長〕（不在者投票管理者の職・氏名・印）
職名　**施設長**
ﾌﾘｶﾞﾅ　**トチギ　タロウ**
氏名　**栃木　太郎**　㊞

※理事長は不在者投票管理者ではありません。
病院にあっては院長、老人ホームにあっては施設長が不在者投票管理者となります。

※　施設長印を押印してください。

【振込先金融機関】（なるべく前回選挙の時に使用した口座を記入してください。）

金融機関名	〇　〇　(銀行)　〇　〇　(支店) 信用金庫　支所 農業協同組合　出張所	口座番号	(普通)・当座　**０１２３４５６**
フリガナ	**シャカイフクシホウジン　〇〇カイ　リジチョウ　センキョタロウ**		
口座名義	**社会福祉法人　〇〇会　理事長　選挙　太郎**		

※　投票用紙等請求書（別紙）用紙による不在者投票事務処理表のコピーを併せて添付してください。

※　病院等の名称･所在地等は、必ず正式名称等を記入してください。

※　支払金融機関名等は、必ず金融機関届出のとおり正確に記入してください。

また、口座名義にはフリガナを付し、**通帳写し（金融機関名、口座番号、口座名義（カタカナ）が印刷されているページのみ）の添付をお願いします。**

報告担当者名　**経理係長　山川　次郎**

お　知　ら　せ

当　　は、公職選挙法の定めるところにより入　　中の方の申出により、当　　内で不在者投票ができることになっています。

つきましては、来る十二月六日に執行されます栃木市寺尾財産区議会議員選挙の不在者投票を次により行いますので、当　　内で不在者投票を希望される入　　の方は、事務局まで申し出てください。

一　投票日時
　令和八年十二月　　日（　）
　午　　時　～午　　時

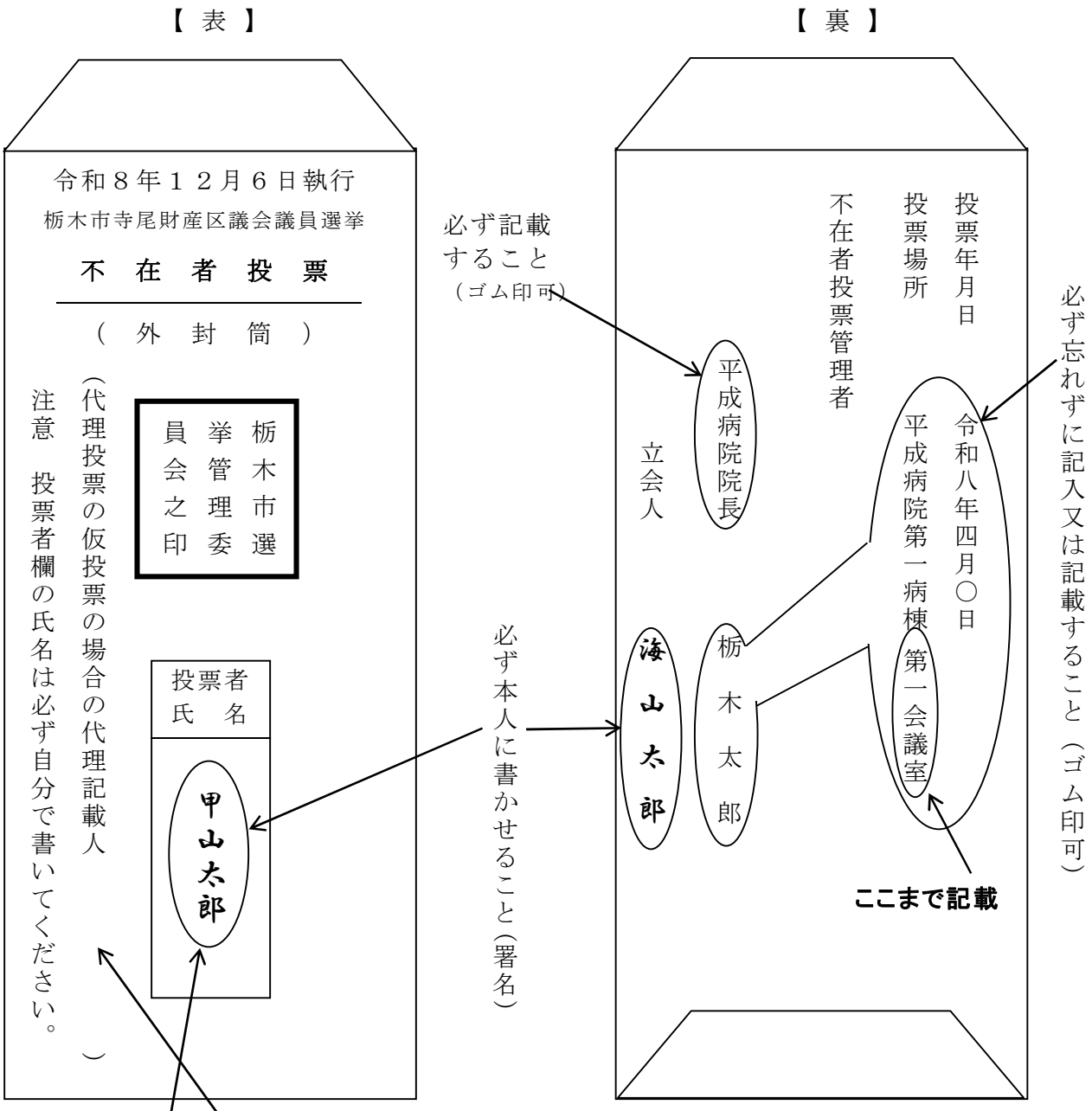
二　場　　所

なお、右記の投票日以外でも申出により不在者投票をすることはできますが、事務の処理上、できる限り右記の日時に投票されるようご協力ください。

また、投票所内には候補者の氏名等を掲示することができないことになっているため、あらかじめ候補者の氏名等を確認のうえおいでくださるようお願いします。

長

投　票　用　封　筒　（外封筒）　（ 例 ）



代理投票の仮投票を行った場合のみ記載する。
（※単なる代理投票の場合は記載しない。）

（手引き（Ｐ１６）「④代理投票の仮投票」参照）

代理投票の場合は、投票用紙に候補者名を記載した補助者が
「選挙人」の名前を書くこと。